

丙第36

下	関	500	422.5
大	分	500	416.5
鹿	見	500	446
長	崎	500	483
東	京		161.85(2) 161.9(2) 161.95(2)
大	阪		161.85(2) 161.9(2) 161.95(2)

注1 (1)は、電波の型式はA2とする。
 2 (2)は、外国船舶の船舶局と通信を行なう場合に限る。
 3 中波帯の「その他」の種の周波数を当該周波数帯の通常通信電波とする。ただし、札幌(函館)海岸局の416.5kc、洞海湾岸局の517kc及び神戸海岸局の487.5kcの周波数を除く。
 4 512kcの周波数の使用は、500kcの周波数が通常通信に使用されている場合に限る。
 第二項の(2)の表の海上保安庁の海岸局の項中「2,183.5」「2,183.5」「2,182」「2,182」に

改め、同表のその他の海岸局の項中「2,183.5」「2,183.5」「2,182」「2,182」に「2,151.5」に改める。

建設省告示第千八百号
 都市計画法第三条第一項の規定により、蓮田都市計画用途地域を指定したので、同法同条第二項及び同法施行令第一条の規定により、次のように告示する。ただし、その効力は、昭和四十四年五月二十八日から生ずるものとする。

昭和四十四年五月八日
 建設大臣 坪川 信三
 一 都市計画の名称及び地域地区の種類 蓮田都市計画住居地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域
 一 関係図書の縦覧場所 埼玉原庁、南埼玉郡蓮田町役場、同郡白岡町役場及び同郡菖蒲町役場

建設省告示第千八百一号
 都市計画法第三条第一項の規定により、東京都市計画角管三丁目六号地特定街区を指定したので、同法同条第二項及び同法施行令第一条の規定により、次のように告示する。

昭和四十四年五月八日
 建設大臣 坪川 信三
 一 都市計画の名称及び街区の種類 東京都市計画角管三丁目六号地特定街区
 一 関係図書の縦覧場所 東京都庁

建設省告示第千八百二号
 都市計画法第三条第一項の規定により、東京都市計画東金町一丁目特定街区を変更したので、同法同条第二項及び同法施行令第一条の規定により、次のように告示する。

建設省告示第千八百三号
 都市計画法第三条第一項の規定により、東京特別都市計画緑地地域を廃止し並びに東京都市計画用途地域、同空地区、同高度地区、同容積地区及び同防火地域を変更したので、同法同条第二項及び同法施行令第一条の規定により、次のように告示する。ただし、その効力は、昭和四十四年五月二十八日から生ずるものとする。

昭和四十四年五月八日
 建設大臣 坪川 信三
 一 都市計画の名称及び地域地区の種類
 東京都市計画用途地域(住居地域、商業地域、準工業地域及び住居専用地区)
 東京都市計画空地区(第七種空地区、第八種空地区及び第九種空地区)
 東京都市計画高度地区(第一種高度地区)
 東京都市計画容積地区(第二種容積地区、第三種容積地区及び第五種容積地区)
 東京都市計画防火地域(準防火地域)
 関係図書の縦覧場所 東京都庁

建設省告示第千八百四号
 都市計画法第三条第一項の規定により、東京都市計画土地区画整理事業を施行すべき区域を決定したので、同法同条第二項及び同法施行令第一条の規定により、次のように告示する。

昭和四十四年五月八日
 建設大臣 坪川 信三
 一 都市計画の名称及び事業の種類 東京都市計画世田谷南部、同世田谷北部、同世田谷多摩川付近、同大田多摩川付近、同杉並南部、同練馬大泉石神井付近、同中野鷺宮付近、同板橋西部、同足立北部、同足立東部、同葛飾水元付近、同葛飾新宿付近葛飾細田付近、同江戸川東部篠崎付近及び同江戸川春江付近土地区画整理事業
 関係図書の縦覧場所 東京都庁

建設省告示第千八百五号
 都市計画法第三条第一項の規定により、秋多都市計画防火地域を指定したので、同法同条第二項及び同法施行令第一条の規定により、次のように告示する。ただし、その効力は、昭和四十四年五月二十八日から生ずるものとする。

昭和四十四年五月八日
 建設大臣 坪川 信三
 一 都市計画の名称及び地域の種類 秋多都市計画準防火地域
 一 関係図書の縦覧場所 東京都庁、西多摩郡秋多町役場、同郡五日市町役場及び同郡日の出村役場

建設省告示第千八百六号
 都市計画法第三条第一項の規定により、多摩都市計画防火地域を変更したので、同法同条第二項及び同法施行令第一条の規定により、次のように告示する。ただし、その効力は、昭和四十四年五月二十八日から生ずるものとする。

昭和四十四年五月八日
 建設大臣 坪川 信三
 一 都市計画の名称及び地域の種類 多摩都市計画準防火地域
 一 関係図書の縦覧場所 東京都庁及び南多摩郡多摩町役場

建設省告示第千八百七号
 都市計画法第三条第一項の規定により、昭島都市計画防火地域を変更したので、同法同条第二項及び同法施行令第一条の規定により、次のように告示する。ただし、その効力は、昭和四十四年五月二十八日から生ずるものとする。

昭和四十四年五月八日
 建設大臣 坪川 信三